

函館市つつじ保育園延長保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、函館市つつじ保育園（函館市つつじ保育園条例第3条第2項に規定する認定こども園を除く。以下「保育園」という。）において延長保育を実施し、乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用申込)

第2条 保育園に通園する児童の保護者が、当該児童について延長保育の利用を希望する場合は、当該保護者は、あらかじめ別記様式の申込書を市長に提出しなければならない。ただし、緊急のため事前に申込書を提出することができない場合は、口頭での申込みができるものとする。この場合、利用後速やかに申込書を提出しなければならない。

(実施方法)

第3条 保育園は、延長保育の利用申込みがあった日については、開園時間の後1時間および開園時間の範囲内で施設長が設定する短時間保育の保育時間帯（以下「コアタイム」という。）を超えた開園時間内3時間までの延長保育を実施するものとする。

- 2 保育園は、延長時間帯には、常時2名以上の保育士を配置するものとする。
- 3 保育園は、開園時間の後1時間を利用する児童に対して、適宜、間食等を提供するものとする。

(利用料)

第4条 利用する児童の保護者は、延長保育の利用に要する費用として、別表の利用者の世帯区分に応じた額（以下「利用料」という。）を負担しなければならない。

- 2 利用料は、月に1回市長が発行する納付書により指定する期日までに納入しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものと

する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

開園時間の後1時間の延長保育

利用する児童の 保護者の世帯区分	1人当たりの利用料	
	1日あたり	摘 要
生活保護世帯	0円	利用料の算出については、当該月に利用のあった日数を乗じて得た額とする。
前年分所得税および前年度市民税非課税世帯（4月から8月までの間にあっては前々年分所得税および前々年度分市民税非課税世帯）	0円	
その他の世帯	220円	

コアタイムを超えた開園時間内3時間までの延長保育

利用する児童の 保護者の世帯区分	1人当たりの利用料	
	1時間あたり	摘 要
生活保護世帯	0円	利用料の算出については、当該月に利用のあった日数を乗じて得た額とする。
前年分所得税および前年度市民税非課税世帯（4月から8月までの間にあっては前々年分所得税および前々年度分市民税非課税世帯）	0円	
その他の世帯	220円	

別記様式

延長保育利用申込書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住所 函館市 町 丁目 番 号

(保護者)
氏名

延長保育について、次のとおり申し込みをします。

保育園名	函館市つつじ保育園
申請児童名 (生年月日)	フリガナ (平成・令和 年 月 日生 歳)
	フリガナ (平成・令和 年 月 日生 歳)
	フリガナ (平成・令和 年 月 日生 歳)
延長保育利用予定日	年 月 日
利用時間	<input type="checkbox"/> 開園時間後 1時間まで <input type="checkbox"/> 短時間保育延長： <input type="checkbox"/> 1時間まで <input type="checkbox"/> 2時間まで <input type="checkbox"/> 3時間まで (短時間保育時間をいれた利用時間) : ~ :
当日児童を送迎に来る方	送り (7:15~8:00 利用の場合) (続柄)
	迎え (続柄)
申請理由 (具体的に)	